

こうなご光力利用敷網漁業の許可の取扱方針について

昭和 57 年 3月 20 日 一部改正
昭和 60 年 3月 20 日 一部改正
平成 元年 3月 20 日 一部改正

(目的)

第1 この方針は青森県沖合海域において、この漁業を営む者の許可について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に申請すること。

(1) 所属漁業協同組合長の副申書

(2) 共同漁業権漁場を管理するものの同意書（同意にあたっての条件等がある場合それらを明記すること。）

(3) この漁業について関係者との間で操業協定が締結されている場合はその協定書の写し

(4) 操業区域図

(5) 使用漁具図

(6) 年間事業概要書及びこの漁業の事業収支計画書

(7) その他知事が必要と認めた書類

(許可隻数)

第3 許可隻数の上限は、漁業協同組合毎に昭和63年漁期の許可隻数とする。

ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、原則として、青森県知事の登録を有するものとする。

(許可をしない場合等)

第5 この漁業の違反で処分を受けた者、又はその者と共に申請した場合は、別に定める取扱方針により許可しないことがある。

(操業区域)

第6 共同漁業権漁場を管理するものの同意を受けた共同漁業権漁場の区域並びに前記共同漁業権漁場の区域以外の共同漁業権漁場の区域を除いた海域のうち特に知事が必要と認めた海域。

(操業期間)

第7 操業期間は、許可の日から7月31日までとする。

(制限又は条件)

第8 許可するにあたって、次の制限又は条件を付ける。

(1) 漁業権漁業を妨げてはならない。

(2) 集魚灯に使用する光力の総和は、12キロワット以下とする。ただし、第2の2の同意書に条件が附されている場合その範囲で、又は第2の3の協定した範囲で制限又は条件を付することがある。

(3) 定置漁業又は小型定置漁業の操業中は、その前面及び後面100メートル以内、沖合500

メートル以内の各海域で操業してはならない。ただし、第2の2の同意書又は第2の3の協定に規定がある場合はその範囲とする。

(操業報告書の提出)

第9 当該漁業者は、操業期間終了後30日以内に、別途様式により操業報告書を提出すること。